

「東郷町男女共同参画推進条例」 を制定しました！

平成23年4月1日から施行されます！

男女共同参画社会とは…

男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別や世代にかかわりなく、あらゆる分野で共に参画し、その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。

なぜ推進条例が必要なのでしょうか。

東郷町では、平成20年3月に策定した東郷町男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会実現への取り組みをしていますが、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は一部では依然として残っているのが現状であり、あらゆる分野で多くの課題が残っています。

男女は、性別にかかわらず人権が尊重されなければなりません。

この条例では、男女共同参画に関する基本理念や町と町民や事業者の皆様の責務を明らかにし、町の男女共同参画の推進に関する施策を定めることにより、性別や年代にかかわりなく、一人ひとりが夢と希望を持ち、心の豊かさを実感できる思いやりと活力あるまちづくりを目指しています。

町と町民や事業者の皆様と共に協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、この条例を制定しました。



目的

条例第1条

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、町、町民及び事業者が協働して取り組むことにより、男女が互いに尊重し、性別を問わず、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とします。